

令和 8 年 3 月 27 日
県土整備部河川課

報道関係者各位

もがみがわ おおだんがわ
最上川水系大旦川流域の 7 河川を「特定都市河川」に指定

～ 「流域治水」の本格的実践へ ～

山形県では、本日（令和 8 年 3 月 27 日）、最上川水系大旦川流域の 7 河川を「特定都市河川」に指定しました。

- 本指定は、流域内のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」の本格的な実践に向けて、特定都市河川浸水被害対策法の第 3 条第 5 項の規定に基づき、河川管理者である山形県知事が指定するものです。
- 指定後は、流域内の宅地等以外の土地において、1,000 m²以上の雨水浸透阻害行為を行う場合、山形県知事の許可が必要となります。
- また、今後、河川管理者、流域内の市の長などからなる流域水害対策協議会を設置し、河川整備の加速化に加え、流域内の雨水流出抑制対策や水害リスクを踏まえたまちづくり等の浸水被害対策を推進するための流域水害対策計画の策定を行います。
- 今後の予定
令和 8 年 4 月以降：流域水害対策協議会設置
令和 8 年度中：流域水害対策計画の策定
令和 9 年度以降：流域水害対策計画に基づく「流域治水」の本格的実践
- 指定の概要については別紙を参照願います。



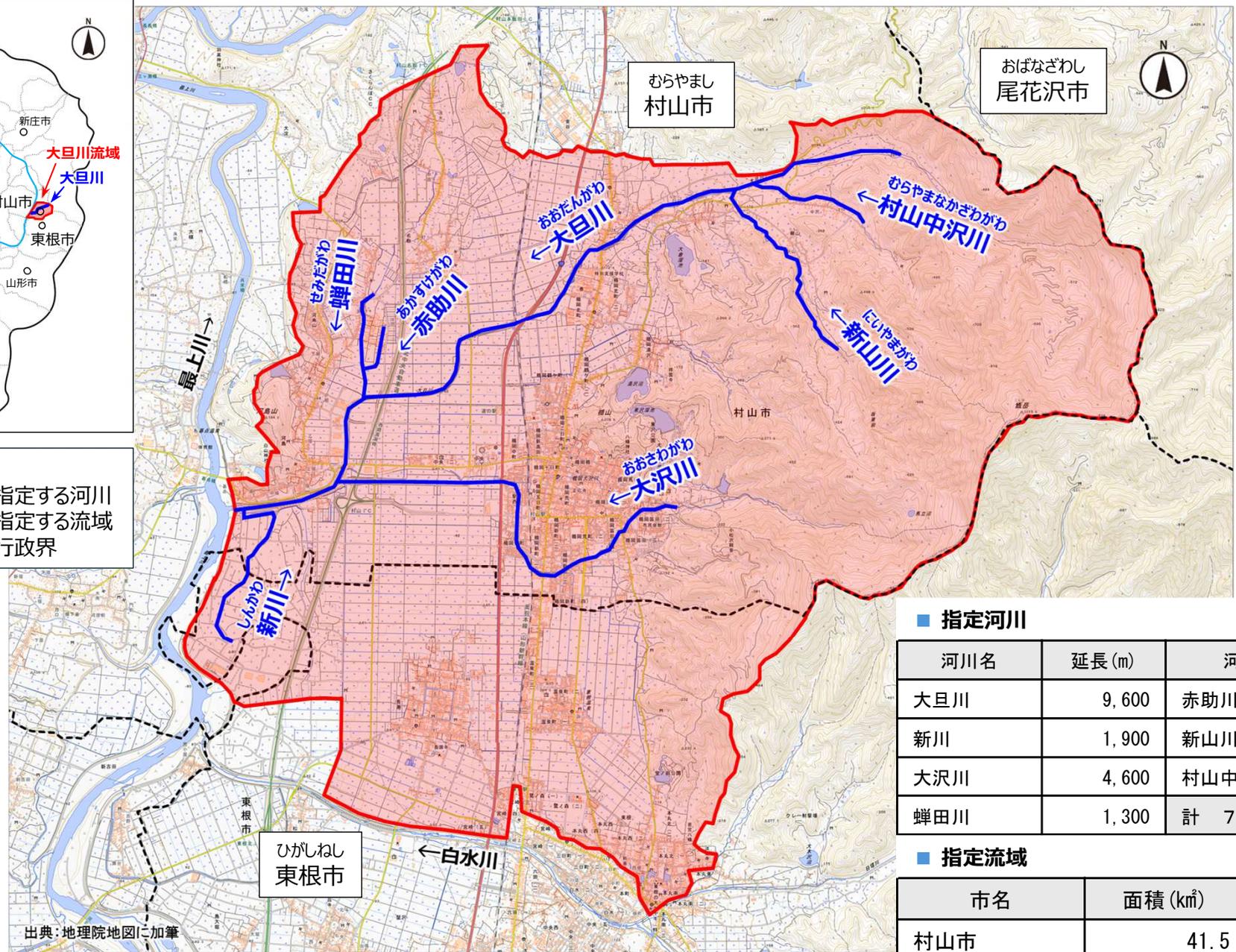
【問合せ先】

県土整備部河川課

副主幹（兼）課長補佐 はすみ 羽角

TEL：023-630-2615

[広報監] 県土整備部次長 牧野



- 【凡例】**
- : 指定する河川
 - : 指定する流域
 - - - : 行政界

■ 指定河川

河川名	延長 (m)	河川名	延長 (m)
大旦川	9,600	赤助川	610
新川	1,900	新山川	2,300
大沢川	4,600	村山中沢川	1,300
蟬田川	1,300	計 7 河川	21,610

■ 指定流域

市名	面積 (km ²)
村山市	41.5
東根市	13.4
計	54.9

図 指定する河川と流域

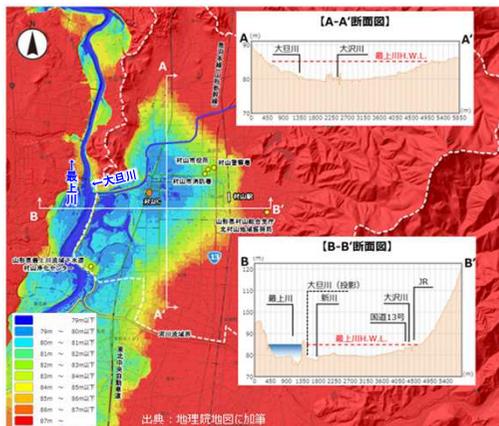
出典：地理院地図に加筆

大旦川の特徴

- 大旦川は、村山市の市街地を流れ最上川へ合流する一級河川であり、流域には、村山市と東根市が含まれる。
- 流域内には、村山市役所、村山警察署等の主要施設が立地しているほか高速道路、国道13号、JRの重要交通網が縦断している。
- 下流部はすり鉢状に低く、水が溜まりやすい地形となっている。



▲ 最上川合流部の状況



▲ 標高地形(高い(赤)→低い(青))

- 最上川合流部には最上川からのバックウォーターを防ぐため、国土交通省により大旦川水門と大旦川排水機場が整備されている。
- 大旦川は河川整備中で、令和5年6月から調節池(暫定)を運用開始した。
- 令和2年7月や令和6年9月など、近年、甚大な浸水被害が発生している。



▲ 令和2年7月豪雨の浸水状況



▲ 令和6年9月大雨の浸水状況

**河川整備のみでは早期の浸水被害の解消が困難であり
特定都市河川の指定により「流域治水」を本格的に実践**

近年の水害・気候変動による激甚化・頻発化を踏まえた「流域治水」の取組強化

- R2.7 27日から前線及び低気圧の影響により、記録的な豪雨となり、大旦川流域でも床上29棟、床下14棟の浸水被害が発生
- R3.1 最上川中流・上流緊急治水対策プロジェクト策定
- R6.9 20日から前線の影響により大雨となり、大旦川流域では床下22棟の浸水被害が発生
- R7.7 大旦川流域水害対策勉強会を開催し、関係者間で特定都市河川指定に向け合意を確認
- R8.3 大旦川等の特定都市河川指定



▲ 流域水害対策勉強会(R7.7.17)

特定都市河川制度を活用した「流域治水」の本格的実践

ハード整備の加速化

- 関係者が連携した施設整備の推進
 - 流域水害対策計画を早急に策定し位置付けた施設整備の加速化
 - ・ 河川整備
 - 築堤、調節池、河道掘削 等
 - ・ 下水道施設の整備 等
 - 最上川中流・上流緊急治水対策プロジェクトの推進

流出抑制対策の推進

- 開発に伴う流出増への対策の義務化
 - 流出量を現在よりも増加させる行為への対策を義務付け(雨水浸透阻害行為の許可)
- 貯留機能を有する土地の有効活用等
 - 田んぼダムによる雨水貯留機能の保全と拡充
 - 貯留機能保全区域の指定 等

あらゆる関係者が連携し浸水被害対策の取組を推進

- 協議会等を通じた事業推進課題等の共有及び問題解決・合意形成の推進 等



▲ 河川整備(築堤)等



▲ 下水道(雨水調整池)整備



▲ 田んぼダム実施



▲ 浸透ます設置

特定都市河川流域全体の取組による早期の治水安全度向上

※ 具体的な取組内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

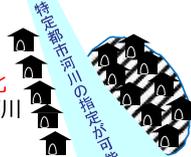
概要

- 気候変動により、本支川合流部や狭窄部などの箇所において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発している（例）平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風 等
- このため、今後、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川を全国の河川に拡大し、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを進めるとともに、流域における貯留・浸透機能の向上を図る

特定都市河川の指定対象

市街化の進展

市街化の進展が著しく、流域内可住地の市街化率が概ね5割以上の河川



自然的条件等

本川からのバックウォーターや接続先の河川への排水制限が想定される河川



狭窄部、景勝地の保護等のため河道整備が困難又は海面潮位等の影響により排水が困難な河川



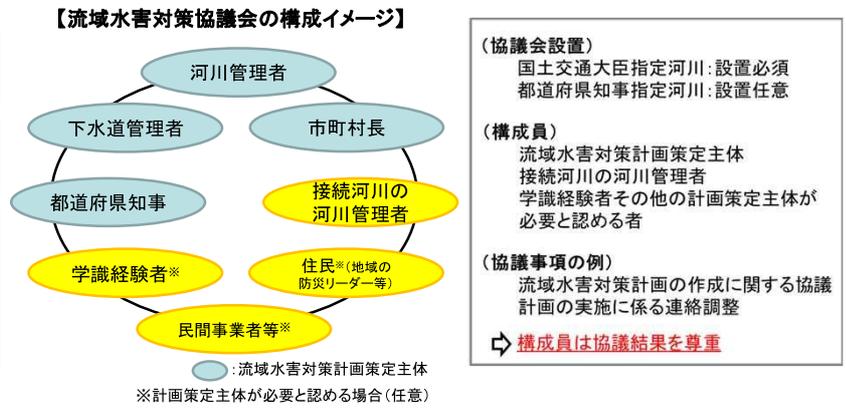
流域治水の計画・体制の強化

特定都市河川の指定
全国の河川へ指定拡大

流域水害対策協議会の設置
計画策定・対策等の検討

流域水害対策計画 策定
洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、概ね20～30年の間に実施する取組を定める

関係者の協働により、計画に基づき「流域治水」を本格的に実践



流域水害対策計画に基づく流域治水の実践

河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、整備を加速化する

- 河道掘削、堤防整備
- 遊水地、輪中堤の整備
- 排水機場の機能増強 等

雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進する

①雨水貯留浸透施設整備計画の認定
都道府県知事等が認定することで、補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等を創設

- 対象：民間事業者等
- 規模要件： $\geq 30\text{m}^3$ （条例で0.1～ 30m^3 の間で基準緩和が可能）

②国有財産の活用制度
国有地の無償貸付又は譲与ができる

- 対象：地方公共団体



雨水貯留浸透施設の例



雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることがないよう、一定規模以上の開発について、貯留・浸透対策を義務付ける

- 対象：公共・民間による $1,000\text{m}^2$ 以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

保全調整池の指定

100 m^3 以上の防災調整池を保全調整池として指定し、機能を阻害する埋立等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者：都道府県知事等
- 埋立等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告

浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定し、開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じることができる

- 指定権者：都道府県知事
- 都市計画法上の開発の原則禁止（自己用住宅除く）
- 住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為を許可制とすることで安全性を確保



浸水被害防止区域における居住誘導・住まい方の工夫のイメージ

貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定し、機能を阻害する盛土等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者：都道府県知事等
- 盛土等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告



貯留機能を有する土地のイメージ